

韓国に対する債務についての

32

210

510

<p>(第三項) 終戦後対日移送された資金</p>	<p>(第四項) 閉鎖機関及び在外会 社の残存財産に対する 朝鮮人株主の持分</p>	<p>(第五項) ① 公社債 ② 登録国債</p>
<p>[Redacted]</p>	<p>[Redacted]</p>	<p>[Redacted]</p>
<p>この金額は一九五二年 十二月十九日付 S C A P I N 七四八六 A に朝 鮮国債資金合計 として記載された金 額の一部で内容からみ て朝鮮総督府特別 会計から支出された ものとみられる。現在 大蔵省管財局が管 理している。</p>	<p>この金額は閉鎖機関 及び在外会社の残存財 産に対する朝鮮人持分 の推定であつて昭和二五 年三月二十八日政令第三号 によつて大部分は供託 されている。</p>	<p>この金額は朝鮮の遺棄 病院、府、郡の所有にか るものが大部分でこの他 に閉鎖機関及び在外会 社名義のものも除く在 鮮本邦法人並びに朝鮮 人所有分を含んでいる。 (大蔵省)</p> <p>無記名国債、無記名株債 貯蓄報告、勸業、各債 券の朝鮮送附分の推定 である。</p>
<p>[Redacted]</p>	<p>詳細は大蔵省に照会 中</p>	<p>[Redacted]</p>
<p>[Redacted]</p>	<p>[Redacted]</p>	<p>[Redacted]</p>

(2) 日銀券

昭和二十一年四月及び二十二年十月の二回韓国に払い戻日銀券

日銀券が保管する朝鮮銀行券

(大蔵省)

このうち朝鮮入所有分は種々の経過よりみて、乃至とみられるので、一応として計上した(日銀資料から推定)

(3) 朝鮮銀行の国庫金立替払額

韓国は終戦時における朝鮮銀行(日銀代理店)による国庫金立替額として

大蔵省資料によれば、このうち、日銀から終戦直前に送金されている、

は日銀から終戦直前に送金されている、

(4) 朝鮮出身陸海軍軍人軍属に対する供託分

供託人員(確定死亡者) 一八、三七〇名

(1) 朝鮮出身軍人軍属 船舶関係者に対する

死亡軍人軍属に対する埋葬引取経費

未支給給与金等を含む

供託人員七、二二八名

未支給給与金、帰郷旅費

(厚生省引揚振護局)

(運輸省船員局)

(5) 死亡確定者に対する供託金額

(6) 複買者に対する未払給与等の供託分

(7) 船舶関係朝鮮人労働者に対する未払給与等供託分

<p>* (iv) 帰国朝鮮人労務者に対する未払賃金等供託分</p>	<p>(v) 北海道から引揚げた朝鮮人労務者の未払給与等</p>	<p>(vi) 郵政省が保管している朝鮮人名義貯金通帳 (i) 事業所から引渡された分 (ii) 税関局から引継ぎ受けた分 (iii) その他</p>	<p>* (v) 本邦引揚朝鮮人の税関預り金</p>	<p>* (vi) 未払恩給</p>
<p>[Redacted]</p>	<p>[Redacted]</p>	<p>[Redacted]</p>	<p>[Redacted]</p>	<p>[Redacted]</p>
<p>上記の外に別がある (i) 供託されていない金額 (ii) 朝鮮人連盟等が三者に対する引渡分 (労働省労務基準局)</p>	<p>一九五二年十二月九日付 SCAPIN 146 記載された朝鮮関係資金のうち朝鮮人労務者に対する給料償与現金及び着手金等からなつてゐる。大蔵省管財局が管理中である。</p>	<p>現在東京貯金局が保管中である。 (大蔵省税関部調査)</p>	<p>一般朝鮮人公務員三四人に対する昭和二十七年七月から昭和二十七年四月までの未払恩給の所要見込額である。 (恩給局調査)</p>	<p>この支払に当つては全額新たな予算措置を必要とする。</p>
<p>[Redacted]</p>	<p>[Redacted]</p>	<p>[Redacted]</p>	<p>[Redacted]</p>	<p>[Redacted]</p>
<p>[Redacted]</p>	<p>[Redacted]</p>	<p>[Redacted]</p>	<p>[Redacted]</p>	<p>[Redacted]</p>

(7) 本邦商社の対韓 債務		日本人商社に対する債 務を含まれると推定される (大蔵省資料)	
(8) 生命保険責任準備金		日本生命以下十八保険 会社よりの報告を集計 したもので若干は不十分 を含んでいる(大蔵省 資料)	
(9) 在本邦系府銀行の 在韓支店銀行預金 債務		本邦に本店を有する帝 銀、安田三和及び東拓 の四金融機関支店の朝 鮮人に対する預金債務 の推定額である (大蔵省資料)	上記四金融機関の朝鮮 人に対する貸出推定額 は、
(10) 非居住者預金		本邦金融機関よりの 報告に基づく昭和二十八年 八月末現在の預金残高 の集計である。 (大蔵省資料)	に達する(大蔵省資料)
合 計			

備考 *印は、大蔵省より支取承認

韓国に対する債務処理についての概要 (三二一・一二一・五)

項目 処理方針 金額及び消費

第一項

在日韓国文化財

固有の韓国美術品のうち引渡し可能なもの若干を韓国に引渡す

詳細不能

第二項

郵便貯金及び簡易生命保険、郵便年金

韓国人が戦前郵政省に対し有した国債債権並びに朝鮮総督府経営にかかると簡易生命保険及び郵便年金に対する債権を認める。

(1) 朝鮮における韓国人預入金

3) 郵便貯金

この貯金はかかわね事務用に利用される点を考へ、昭和二十年五月末



第三項
一九四五年八月九日以後
における韓国よりの対日送
金の返還

この請求権は承認しをい。

(5)	郵便年金韓国人分積立金	[Redacted]
(4)	簡易生命保険韓国人積立金	[Redacted]
(3)	本邦内韓国人保管証券	[Redacted]
(4)	簡易生命保険韓国人積立金	[Redacted]
(5)	郵便年金韓国人分積立金	[Redacted]
(4)と(5)については、簡易保険積立金責任準備金	[Redacted]	[Redacted]
及び郵便年金積立金	[Redacted]	[Redacted]

第四項

在鮮本社法人の在日資産

の返還

(1) 朝鮮總督府財産

(2) 在外会社財産

(3) 朝鮮銀行朝鮮銀行の所有にかかると朝鮮銀行券発行準備

(4) 下関にある元成鏡南道

産物組合連合会(朝鮮産物組合中央会)の財産

(5) 元朝鮮総督府交通局長の財産

(6) 元朝鮮教育財団財産

(7) 在日李王家財産

(1) 残存財産に対する韓国人持分を返還する。

(2) 在外会社についても右(1)と同様とする。

(3) 朝鮮銀行の保証準備のうち金、銀は返還する。

(4) 韓国人持分を支払う。

(5) 連合国最高司令部覚書に基く本件財産処理の効力を承認せしめることとする。

(6) 朝鮮人学生復讐の本来の目的のために利用する

(をわ、交渉の経過によつては、本件財産の韓国への引渡も考慮する。)

(7) 国法上韓国の国内法は日本にまで及ばないから認めない。

たし終戦時帳簿価額

算定不能

算定不能

第五項

- (1) 韓国人（法人を含む）所有の日本有価証券（公債、社債、株式その他証券）の償還
- (2) 日本銀行券

- (3) 朝鮮銀行の国庫金立券

- (4) 韓国人軍人、軍属、被虜者、亡没者に対する弔金等

(1) 韓国人が合法的に所有する社債、株式その他の証券を償還する。

公債は償還しない。

(2) 韓国人（朝鮮総督府も入る）が合法的に所有している分については対価を支払う。

(3) 本立券金については次の二つの意見がある。

(1) 日本政府側の貸借関係であるから韓国に対し支払の必要がない。

(11) 朝鮮の地方的償還でないから支払の必要がある。

(4) 人道上の観点から日本国民に準じた取扱をする。

登録目録

非登録目録

(1) 弔金

被虜者二万名、弔金金を

として計算

(2) 昭和二十年から平和条約発効時までの遺族年金

（注）戦傷病者について

(5) 韓国人雇用労働者の掛

未払金及び死亡あるいは

負傷した者に対する甲種

金等の支給

右と同じ。

(6) 雇用労働者に対する積

未払金供託分の返還

支払う

(7) 韓国人が本邦及び日本

占領地域より帰国の際、

寄託せしめられた金銭の

積付

(8) 積戻金、注文品代金

積戻金

日本国民に準じて支払う。
軍費については日本国民と
同様の取扱いとす。

韓国側が提示した十六項目
の内容は不明であるがこの項
目中には日本政府あるいは朝
鮮總督府に対する韓国人本来の
の既得権(債権)も含むもの
があると認められるので、次
の方針の下に処遇をはかる。

(8) 復員軍人、軍属の未払給

与(郵便貯金を含む)

は該当者が判明しな
いので障害年金の計算
はできない。

算定不能

ただし、供託金のほか労
働者の貯金及び現在大蔵省が
保管している未払給与を含む
本邦引揚朝鮮人の税関預り
金

韓国側の経歴に上り定め
られるも、

(9) 日本金融機関及び保険会社に対する債権

日本人が従前から合法的に日本政府に対して有した債権を指める。

(一) なお、朝鮮總督府に対する日本政府の債権については支払うべしとの意見もある。

(1) 在露本店又は支店の金融機関の債権は、露国内での所収により満足されるべきものとする。(2)

(11) 在内地法人に対する露國人債権は、露國人が合法的に有するものについて認めらる。(12)(13)(14)

非居住者預金

生命保険責任準備金

第六項

露國國民所有の日本法人の株式又はその他の証券の証券

確定する。

ただし、露國法人の場合には、その株主の露國國民人分について確定する。

第七項

前記の積貯金又は請求権より生じた請求金の返還

私法上の債権の果実の返還を認める。

第八項

財産返還及び決済の期間

未定

担保項目

一 現給等

二 第三國所在の日本人の財産回収に対する補償

三 (1)(2)(3) 日本人及び

日本法人に対する補償
金債権の滞り資金

(4) 日本人（法人を含む）の未納税金

(5) の貿易補償金及び

(6) の貿易保証金

(7) をいし(8)の軍事行動、賠償しない。

強制徴去、一九四五年八月九日以後の日本官吏の送捕行為、強制供出、企業整備による被害

日本人官吏に対する恩給等
給未払金は、平和条約発効までの分に限り支払う。

補償と相手国との補の両面であるので、日本政府は補償しない。

第九項(4)の原則に基き実施する。

日本国内部の問題であるといふ意見と、支払うべしとの両説がある。

内容不明